

(4) 社会保険における電子申請の利用促進について

- 政府全体における電子申請の利用促進については、本年1月に決定されたIT新改革戦略において平成22年度までにオンライン利用率50%以上を目標。
- これを踏まえ、「オンライン利用促進のための行動計画」(平成18年度からの3ヶ年計画)において、年間申請件数10万件以上であるオンライン利用促進対象手続(37手続)ごとに利用促進策及び目標を設定。
- 特に、事業主が反復継続して行う手続や届出契機が同一の手続について、利用促進に重点的に取り組む方針。

<利用促進重点施策>

① 社会保険労務士代行申請時の事業主 認証の追加

磁気媒体届書作成プログラムを利用した資格取得届、資格喪失届、算定基礎届、月額変更届、賞与支払届及び厚生年金保険被保険者住所変更届の6手続について、社会保険労務士が代行申請する際には、事業主の電子証明書に代えて、あらかじめ社会保険事務所及び地方社会保険事務局事務所が発行する「識別番号・暗証番号(ID・パスワード)」による認証方式にて申請することを可能とする。

紙による届出	電子申請
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">事業主の 自署等</div> <div style="font-size: 2em;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">社労士の 記名・押印</div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">事業主の 電子証明書</div> <div style="font-size: 2em;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">社労士の 電子証明書</div> </div>
	<p>(平成18年6月～)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">事業主の IDパスワード</div> <div style="font-size: 2em;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">社労士の 電子証明書</div> </div>

② 磁気媒体による届出から電子申請による届出への移行

磁気媒体届書作成プログラムによる適用関係6手続について、磁気媒体(FD、MO及びMT)の窓口への持参又は郵送による届出から電子申請による届出への移行を促進する。

2. 保険料収入の確保

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
徴収決定済額 (単位:億円)	64,222	62,453	65,529	66,220	67,091
現年度分	62,548	60,661	63,775	64,666	65,700
過年度分	1,674	1,792	1,753	1,554	1,390
収納済額 (単位:億円)	62,208	60,470	63,741	64,619	65,677
現年度分	61,808	60,038	63,325	64,268	65,361
過年度分	399	433	416	352	316
保険料収納率 (単位:%)	96.9	96.8	97.3	97.6	97.9
現年度分	98.8	99.0	99.3	99.4	99.5
過年度分	23.8	24.1	23.7	22.6	22.7

(注1) 徴収決定済額及び収納済額は、一般被保険者分。

(注2) 保険料収納率は、徴収決定済額に対する収納済額の割合。

保険料の徴収対策

(1) 納期内納入の励行指導

- ① 保険料の納期限内での納入を確実なものとするため、各事業所に対して口座振替による保険料納付の促進。

〈参考〉口座振替実施率の推移

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
口座振替実施率	83.4%	81.6%	81.3%	85.7%	85.5%

- ② 納期内納入についての依頼文書を納入告知書を送付する際に同封するなど、納期内納入についての励行指導。

(2) 滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分

- ① 保険料滞納の発生防止のための速やかな納付督促、滞納処分の早期着手に努め、不渡りや倒産に関する情報の早期把握、財産調査の徹底など、確実な滞納処分の実施。

〈参考〉差押え事業所数の推移

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
差押え事業所数 (単位:所)	(19,715) —	(20,474) —	(17,630) —	(17,223) 13,132	13,631

(注) 差押えをした実事業所数を計上。なお、16年度以前の()は、差押えをした延べ事業所数である。

- ② 長期・大口滞納事業所を含めた納付困難事案等について、地方社会保険事務局と社会保険事務所が一体となった効果的かつ効率的な対策の実施。

〈参考〉滞納事業所数の推移

	平成14年5月末	平成15年5月末	平成16年5月末	平成17年5月末	平成18年5月末
滞納事業所数 (単位:所)	140,421	138,270	127,442	113,777	105,545

(注) 各年の5月末時点において、3月以前の月分の保険料の全部又は一部を、社会保険オンラインシステム上で未納となっている事業所数を集計したものである。

(3) 社会保険と労働保険の徴収事務の一元化

① 現 状

- 社会保険と労働保険の保険料徴収事務を一元的に処理するため、全国の社会保険事務所に「社会保険・労働保険徴収事務センター」を設置

徴収事務センターの実施事務	平成17年度
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料算定の基礎となる賃金や保険料額の届出の受付 社会保険の算定基礎届及び労働保険の年度更新申告書を受け付ける。 	(年度更新申告書受付) 2,462件
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険料及び労働保険料をいずれも滞納している事業所(共通滞納事業所)の滞納整理の実施 共通滞納事業所の保険料の納付督促を共同で実施し、差押えなどの滞納処分については、社会保険の職員が労働保険についても実施する。 	(共通滞納事業所数) 2,761事業所
<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金・保険料額に関する事業所調査の共同実施 徴収や適用の適正化のための社会保険の調査官総合調査及び労働保険の算定基礎調査を共同で実施する。 	(共同調査事業所数) 1,385事業所
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所説明会の開催 社会保険の算定基礎届説明会(毎年6月)及び労働保険の年度更新説明会(毎年3~4月)を開催し、あわせて両保険の適用勧奨、制度改正周知などを実施する。 	/

② 今後の予定

- 平成18年10月から、次の事務を実施予定。
 - ・ 徴収事務センターの窓口で受け付ける労働保険の届出書の範囲の拡大
 - ・ 共通滞納事業所の滞納整理(納付督促及び滞納処分)について、社会保険職員が労働保険料についても実施
 - ・ 共通の調査対象事業所に対する賃金・保険料額に関する調査について、労働保険職員が社会保険分についても実施
 - ・ 事業所説明会の開催時期の統一(労働保険の年度更新説明会開催時期に統一)

3. 医療費の適正化

(1) レセプト点検調査

- 平成17年度においては、引き続き、レセプト情報管理システムを活用し縦覧点検を中心とした内容点検調査を効率的かつ効果的に実施し、その結果、内容点検調査における過誤調整の件数については12.8%、金額については10.0%対前年度に比べて増加した。

また、本年8月から審査支払機関から提供されるレセプトの画像及びレセプトの基本情報の受け入れを開始し、現在行っているレセプトの磁気媒体への収録経費の削減を図るとともに、これにより傷病名の収録も可能となることから、傷病名によるレセプトの抽出を可能とし、レセプト点検調査の充実を図ることとしている。

※「平成17年度のレセプト点検調査の状況」及び、「レセプト画像及びレセプトの基本情報の受け入れ」については次頁以降を参照。

(2) 診療報酬明細書等の開示

- 平成17年4月施行の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」等を踏まえ「診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領」に基づき実施

※「平成17年度の診療報酬明細書等の開示状況」については20頁を参照。

政府管掌健康保険におけるレセプト点検調査の現状

社会保険事務局事務センターにおいて、医療給付費の返還又は診療報酬請求額の調整を求めたレセプト件数及び金額

(単位:千件・百万円)

		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
レセプト総件数(一般分)・医療給付費 (単位:千件、億円)		320,707 (2.6%)	37,634 (1.1%)	321,899 (0.4%)	36,331 (▲3.5%)	319,000 (▲0.9%)	33,625 (▲7.4%)	323,676 (1.5%)	33,754 (0.4%)	341,511 (5.5%)	35,173 (4.2%)
政管健保一般分	資格点検	3,502 (3.0%)	53,465 (0.4%)	3,485 (▲0.5%)	49,558 (▲7.3%)	3,469 (▲0.5%)	46,327 (▲6.5%)	3,705 (6.8%)	47,458 (2.4%)	3,092 (▲16.5%)	41,108 (▲13.4%)
	外傷点検	228 (0.0%)	12,290 (▲1.9%)	220 (▲3.5%)	12,480 (1.5%)	229 (4.1%)	11,447 (▲8.3%)	205 (▲10.5%)	9,703 (▲15.2%)	187 (▲8.8%)	8,876 (▲8.5%)
	内容点検	901 (▲6.0%)	8,473 (▲2.2%)	908 (0.8%)	12,549 (48.1%)	905 (▲0.3%)	12,791 (1.9%)	1,084 (19.8%)	14,017 (9.6%)	1,222 (12.7%)	15,424 (10.0%)
	計	4,631 (1.0%)	74,228 (▲0.3%)	4,613 (▲0.4%)	74,587 (0.5%)	4,603 (▲0.2%)	70,565 (▲5.4%)	4,994 (8.5%)	71,178 (0.9%)	4,501 (▲9.9%)	65,408 (▲8.1%)

(注1) 括弧内は、対前年度伸び率

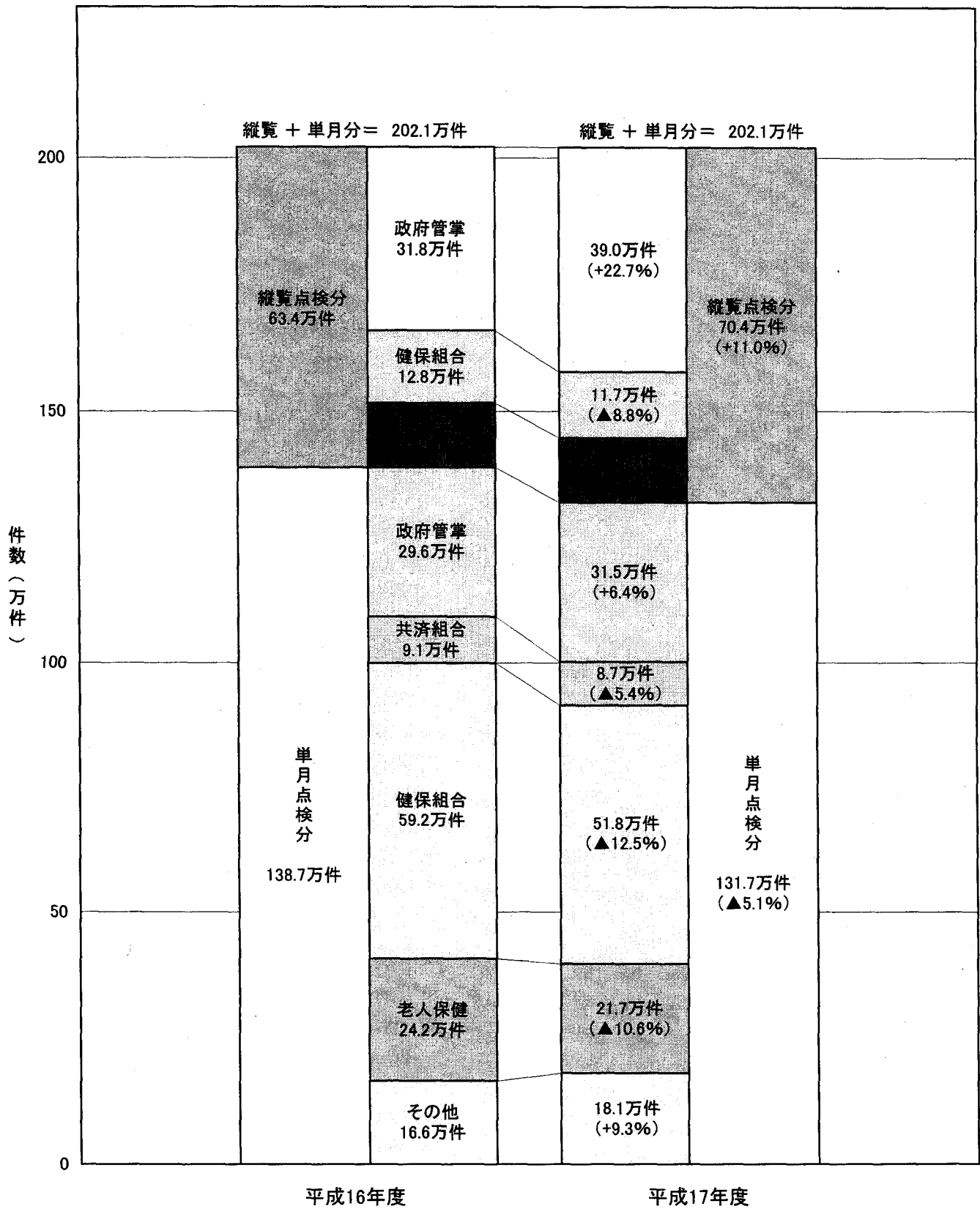
〈参考〉

		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
老人分	資格点検	675	27,542	636	25,280	648	24,861	591	22,838	463	18,853
	内容・外傷	406	3,826	355	3,546	364	4,884	339	4,799	312	4,086
	計	1,081	31,368	991	28,826	1,012	29,745	930	27,637	775	22,939

縦覧/単月点検別・管掌別再審査査定件数の比較(対前年度比)

(医科歯科計, 保険者請求分)

平成17年4月審査分～平成18年3月審査分



注1 : 平成17年度の()内の数値は、平成16年度に対する伸び率である。

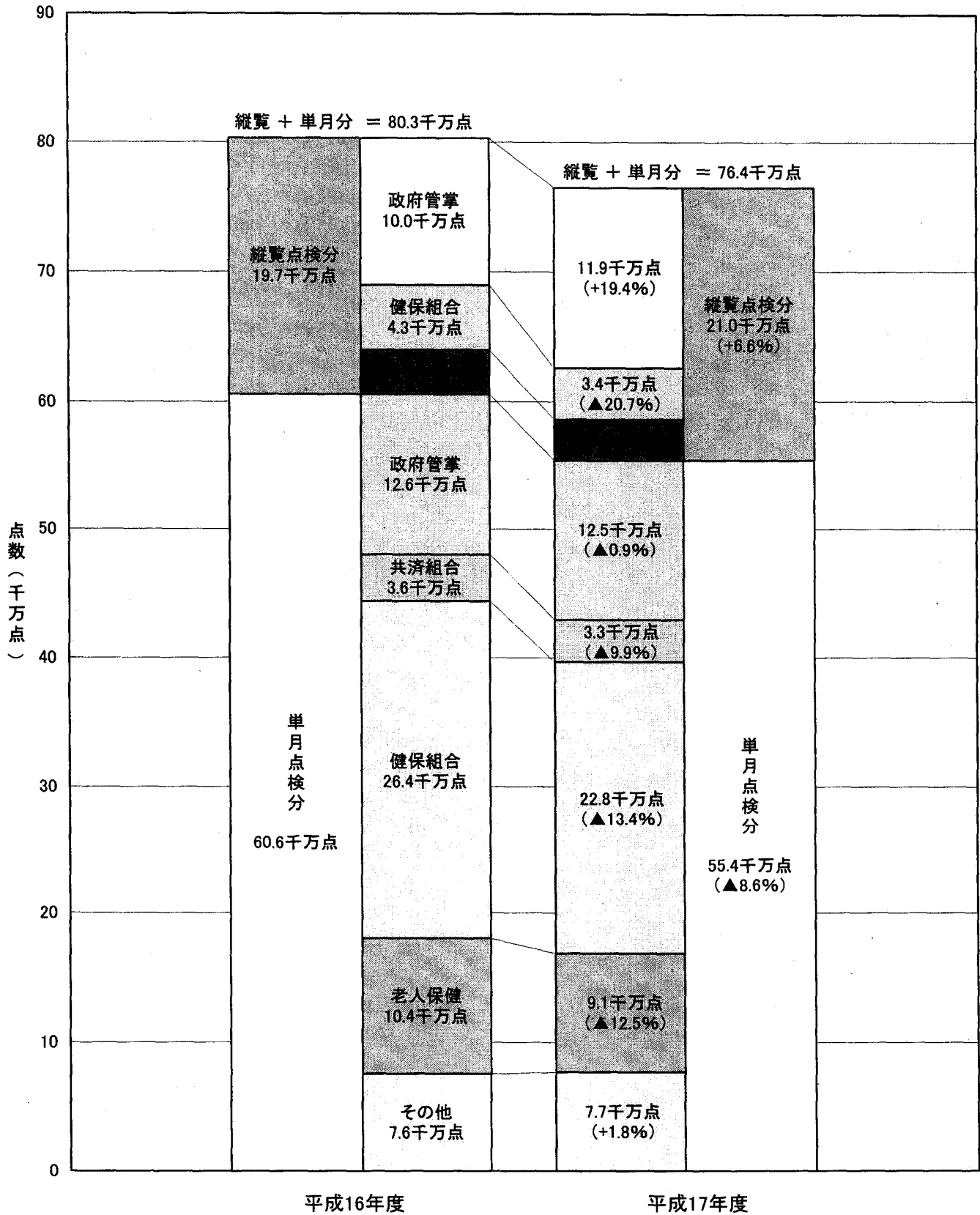
注2 : 「その他」の数値は、船員保険及びその他各法の数値である。

出典: 平成18年6月 第711回 支払基金理事会資料より

縦覧/単月点検別・管掌別再審査査定点数の比較(対前年度比)

(医科歯科計, 保険者請求分)

平成17年4月審査分～平成18年3月審査分



注1 : 平成17年度の()内の数値は、平成16年度に対する伸び率である。
 注2 : 「その他」の数値は、船員保険及びその他各法の数値である。

出典:平成18年6月 第711回 支払基金理事会資料より